

第7回財政健全経営計画検討会議経過要録

室長	課長	主査	担当	担当			日時	令和3年2月17日(水) 午前9時30分～午前11時10分
/	/	/	/	/	/	/		
							場所	本庁舎 4階 庁議室 (オンライン形式と集合形式の併用)
/	/	/	/	/	/	/		

議題	1 開会 2 財政運営の基本目標について 3 基本方針(案)について 4 その他 次回の会議日程について
----	---

出席者	委員
	1 平井 文三(委員長) 2 朝日 ちさと(副委員長) 3 大野 貴志夫
	4 木村 温真 5 篠宮 松美 6 齋藤 正人
	7 中島 哲 8 加賀田 淳子 9 野崎 林太郎
	10 富永 弥生
	事務局
	1 企画経営室長(土屋) 2 行政管理課長(傳)

1 開会
 【委員長】ただ今より第7回財政健全経営計画検討会議を開催する。本日はスケジュールに沿って「財政運営の基本目標」及び「基本方針(案)」に関する検討を行っていく。検討に入る前に、事務局から委員の出欠席について報告をお願いします。
 【行政管理課主査】本日は全員ご出席いただいている。定足数に達しているため会議は成立する。
 【委員長】次に傍聴人の有無について事務局から報告をお願いします。
 【行政管理課主査】傍聴人が見えていないため会議をこのまま進めていただき、傍聴人が見え次第、随時入室していただくこととする。
 【委員長】本日の議題について検討に入るが、その前にまず本日の配布資料について事務局から確認と説明をお願いします。
 【行政管理課主査】
 —資料1～3について説明—
 【委員長】事務局からの資料の説明について、質問等あるか。
 —質問等なし—

2 「財政運営の基本目標」の検討について
 【委員長】次第の2「財政運営の基本目標」の検討についてである。財政運営の基本目標については、第2回の会議において検討を行った。それを踏まえた事務局案を示していただくが、当時から状況も大きく変わっていることから、現在の状況も踏まえて、再度検討を行うこととする。まず、事務局から「財政運営の基本目標」について説明をお願いします。
 【行政管理課長】資料1は、第2回の会議にてご提示した資料をベースに、市の現状について令和元年度の状況を追加し、また、第2回会議にて検討いただいた内容を追加したものである。
 —資料1について説明—
 【委員長】事務局から「財政運営の基本目標」について説明があったが、これについて委員より意見等はあるか。

【委員】プライマリーバランス維持のため各地方自治体は頑張っているが、赤字が膨れ上がってしまったときに国が補填するという話を聞いたことがあるが本当か。

【行政管理課長】プライマリーバランスに直接関係するわけではないが、資料1の3頁、基礎的財政収支の表にあるように、基礎的自治体の借金には主に普通建設事業債と臨時財政対策債の2種類ある。普通建設事業債への国からの財政補填は考えにくいだが、臨時財政対策債は、国が地方交付税として交付すべき財源が不足し、交付税が十分に交付できない際に、穴埋めとして地方債を発行させて、償還金については後年度の交付税により措置される、という制度である。国から地方自治体へ一定の補填があるというのは、この仕組みのことではないか。

【委員長】地方交付税交付金特別会計が赤字になってから、臨時財政対策債に至る前に、建設地方債で財源対策債という国と地方で折半に近い形で、国の負担分は交付税に繰り入れるという仕組みがあったように記憶している。

【行政管理課長】財源対策債については、東久留米市でも活用している。令和元年度に新規発行は行っていないが、平成30年度末現在の残高が80,000千円程度残っており、償還額については、一定程度交付税措置されることとなっている。これとは別に令和2年度は、減収補填債といって、地方自治体の本来あると見込んでいた歳入が大幅に減ったため借金してもいい、償還については国が面倒をみる、という仕組みもある。

【委員長】減収補填債では、地方自治体の自己資金の持ち出しはゼロであると認識しているが、どうか。

【企画経営室長】減収補填債については、令和2年度、国が基準財政収入額として見積もっていた額から、新型コロナウイルス感染症の影響で一定の税収見込みを下回る自治体に対して、国の定める範囲内で減収補填債として、借り入れができる仕組みである。借り入れた部分については、後年の地方交付税の算定の中で75%を交付税の対象として算入していく制度である。今年度は、とりわけ地方消費税交付金が当初見積もりより大幅に落ち込む見込みである。当市においても減収補填債を一定額活用する方向で調整している。

【委員】地方債の考え方について、柔軟に考えていく方向性に異存はない。「普通建設事業債の一律的な抑制は、世代間の不公平感を生む可能性がある」という点について、一国の観点では世代間の不公平はありうるかもしれないが、地方自治体の場合は人口移動があるため、土地所有者などの、長く住む人に影響が帰着する。地域の整備をすると、その時にその場所に住んでいる人は恩恵を受けるが、その地域が廃れると別の基盤のよい場所に移り住むという乗り逃げのような状況が発生し、借金だけが残ってしまう。その借金は、地域の土地所有者に帰着してしまうということもある。このため、地域の価値を落とさないような観点での投資が必要だと考える。借金も資本化するといわれてきているため、借金しすぎると地価を落とす恐れもある。地価の下落や固定資産税の増加で地域の価値が落ちることもある。緊急的な意味での一律や、現状維持という意味で借入を償還額以内に抑えることも考えとしてあると思うが、人口構成は変わってくるため、考え方の基本をそういったところに置く必要があるのではないか。

【企画経営室長】20年近く前に東久留米市は大きな負債を抱えていたことから財政危機宣言を出し、行革や緊縮に取り組んできた結果、一定の公債費が減ってきている。資産をどう次の世代に繋げていくかが重要なポイントである。平成29年度から、実行プランで、普通建設事業債については10億円を上回らない範囲で活用することとし、取り組んでいる。その結果、臨時財政対策債を含めたプライマリーバランスは崩れたが、将来負担を考慮しながら一定の設備投資をしていく必要があると認識している。

【委員長】この項目を見て思うのは、今の地方自治制度の歪みである。基礎的自治体の意思決定権限のなさが動きを制約しているという部分が、多方面に影響を与えている。地方の財源保障は、地方財政計画と地方交付税制度という仕組みで、全部国が主導権を持ってやっているのに、地方が貯金をするとは、というのが国の発想である。しかし、基礎的自治体側からすると、地方はどんなに切羽詰まっても、経常経費に借金でファイナンスすることができない。このため、自然災害や感染症を考えれば、そういったときのための貯金を持っておきたいという考えはある。そこが国と基礎的自治体の間で意識の差が出てしまう部分である。前回の財政調整基金残高や普通建設事業債の発行額を期間の途中に実行プランで若干修正したのは、都市計画事業の問題があって、都市計画マスタープランも地域をこうしたいというところは市に権限を下ろしても、実際に事業時期や箇所付けが、東京都のプライオリティーに強く影響を受けてしまうところがあり、例えば市に一定の影響力はあっても、最終的な決定権を持っている方が強いということがあり、都市計画法に基づく権限の下ろし方がバラバラなところが、実際に金を工面する際に振り回されてしまうと思う。

—他に意見等なし—

3 基本方針（案）について

【委員長】次第の3「基本方針（案）」について検討を行う。事務局より説明をお願いする。

【行政管理課長】

—資料2 基本方針の項目の変更箇所について説明—

—資料3 項目ごとに説明—

【委員長】事務局より「基本方針（案）」についての説明があった。これに対する委員の意見を伺いたい。

【委員】基本方針で「コミュニティの形成に向けて」という項目が削除されているが、どういったいきさつで削除されたのか。

【行政管理課長】コミュニティの形成が、公の仕事を買ってもらうために市民の皆さまをエンパワーメントしてコミュニティを形成する流れは、本来の行政が負うべき仕事を市民の皆さまにお願いしてしまうといったことや、自治会や地元のコミュニティを育てることは、公民連携の意味ではジャンルが違うのではないかと、市民の皆さまの活力の向上は、横串の話であるという議論があったためである。

【委員】特に福祉の世界では、自助・共助・公助という考えがある。公助は財源的にも厳しく、今後は受けられないとなると、共助が前面に出ることになる。コミュニティの形成は、介護保険や医療保険といった市の財源とも関連するのではないかと、どこかほかの項目で言及されるのか。

【行政管理課長】コミュニティの形成については、市の総合計画や基本計画では言及されている。財政健全経営計画で取り上げるとすると、歳出抑制のためにコミュニティを形成する、という捉えられ方をされてしまうことは本意ではない。

【委員】呼び水的な存在として、基本方針にもあるべきではないか。

【行政管理課長】具体的に市民同士の共助として、認知症カフェなど、すでに活発に活動されている。財政効果を狙うべき項目として基本方針に載せることについては、考える必要はないか。

【委員】財政健全経営計画とはいえ、コミュニティの形成についての位置づけは必要ではないかと思う。

「公民連携」の「民」は一般的には企業になるが、実態としては、地域のコミュニティ自体が受け皿になっている状況もある。ただそれを、財政を健全に経営するための資源である、というような表現だと誤解を生む可能性はあるが、前提の議論として、コミュニティについてこういう考え方だ、という言及が必要ではないかと思う。基本方針の項目は、東久留米市の現状・財政面の課題・財政運営の基本目標から始まるが、基本的な大枠のモデルとして、共助や協働が市の財政運営の基盤として回っている。財政健全経営の推進や目標達成のためには、コミュニティは横串として位置づけられ、必要な要素であるといった模式図のようなものを研究する必要があるのではないかと、単独の項目というよりは、前提条件として記載があるべきではないかと考える。

【行政管理課長】項目としては削除するが、前文で言及していくこととしたい。

【委員】基本方針の全体像がよく分かった。行政評価の有効的な活用として、PDCAや目標管理型の事業評価にプラスして、とあるが、行政評価は事後評価がベースになっている。一方、3の（4）ウ新規予算事業の企画・査定における歳出の効率性・有効性の確保は、事前評価作業になり、これを実現するためには、どんなロジックでどんな効果が出るかという点を明らかにする必要があるため、大変な作業である。また、3の（5）公有財産の適正な管理と有効活用、（6）公民連携の推進についても、実現のためにどんな担い手によるどんな事業手法で行うべきかという制度設計についても、事前評価をしていくことになる。その意味では、（1）の方向性が次期方針の核となるという話もあり、行政評価を活用していくことになると思うが、事後評価ベースで考えると、新しいことをする際のインセンティブになりにくい。その点が課題であると考えている。達成できたらまた続けよう、で終わるのではなく、次のビジョンや事業に繋げていくようなインセンティブがなかなか評価手法の中にない。行政評価手法の中にもインセンティブをもたせることが大切である。目標を達成できたり、計画の質が良いなどにより評価が良い場合は、裁量的な予算に反映されるとか、次のモデル的的事业にチャレンジができるとか、次につながるような制度設計が必要だと感じた。インセンティブの一例として、災害時の復興計画ですら費用対効果で予算に色を付けられ、よりよい事業や計画でないと予算が満額出ないという事例もある。なんらかのインセンティブやペナルティがシステムとして必要になってくる。そこが従来の行政評価である（1）を（4）（5）（6）につなげ、反映させていく際の課題であると感じている。

【委員】行政運営の方向性に貫く構成としては、若い人が優先的に活躍する方向性でやってもらいたい。

【行政管理課長】意見として承る。

【委員】若い人を中心に、という方向性には賛成である。同時に、市内に元気な高齢者もたくさんいる。元気な高齢者が頑張れるような地域にしてほしい。平均年齢も伸びており、やがて半分が高齢者になる。高齢者がどれだけ地域で頑張れるか、それが結果的に若い人に負担をかけないことになると思う。財政とは直接関係ないかもしれないが、その点について少しでも取り上げていただきたい。

【行政管理課長】元気な高齢者の活躍は心強い。氷川台自治会は全国的にも有名で、活発に活動していることは市の誇りでもある。このような動きが市全体にも広がり、元気な高齢者が活躍できる街になってほしい。

【委員】1つの自治会ではなくいろんな地域で、点でなく面で地域を支える方向性にできればいい。

【委員長】今の話の裏返しとして、ヤングケアラーの問題がある。家庭内から介護を社会化しようというのが介護保険法の発想であったのに、高齢者だけでなく、障害者も含め、一番社会に出る力をつけるために教育を受けているべき期間を、社会でキャリアの基礎を作る20代を、家族のケアに費やされて、気づけば非正規でしか働けなくなってしまうような状況で30代を迎えてしまうという問題もある。市の現状把握が必要なのではないかと思う。祖父母の通院に送迎が必要なとき、他の家族が仕事を持っているために、家族の中で病院の予約時間に車を運転できるのは自分だけだからという理由で、授業を休む大学生もいる。その件もあり、前回会議でのモビリティへのこだわりがあった。免許をもっている若い人へも負担やしわ寄せがきている部分もあるのではないか。

【行政管理課長】市としてヤングケアラーの施策はないが、介護保険制度そのものが、介護離職の防止や要介護者のQOLをいかに上げるかを基にした制度であるが、家族に頼りきりの介護を、社会的に行っていくことという側面もあり、その制度をしっかりと運用していくことが市の役割である。介護制度が届かないところがあることも事実であるため、そこについては包括支援センターを中心に地域ケア会議を地区ごとに行っており、共助の力を借りて助けていくかといった取り組みが始まっている。

【委員】自助だけでなく共助によって、もっと健康寿命を延ばせるように、高齢者が長く自立できるようにしてほしい。それが結果的に介護保険への負担も少なくなる。若い方が年配者を助けるだけでなく、年配者同士が助け合えないといけないと思っている。

【行政管理課長】エビデンスに基づいた施策をどうするかが課題ではある。当市は、平均寿命は他市と変わらないが、女性の健康寿命は都内で1位である。しかし、その理由は不明であり、解析も難しい。健康寿命をいかに長くするか、また現在東久留米市の女性の健康寿命が長い事情を分析することが必要である。

【委員】なぜ東久留米市の女性の健康寿命が長いのかは分からないが、長くする方法はいくらでもある。高齢者自身が考えて行動するためには、コミュニティの醸成は大事であると考えます。

【委員長】寿命や生活習慣病等の疫学調査は、社会移動の転入転出が少ない地方の特定集落等では行われてきた。首都圏や多摩地区のように転入転出が激しい土地だと、同一人物の追跡が難しい。禁煙や禁酒や運動といった要因はあるが、なぜ東久留米市の女性の健康寿命が長いのか、というエビデンスが得られないと解釈している。

【委員】「その他の自主財源の創出」について、小さな財源は小さな事業に使えばいいと考えている。クラウドファンディングについても、ある程度の目的があると財源が集まりやすいと考えている。世田谷区では緑のトラスト基金があり、ふるさと納税の仕組みで区への寄付を募り、基金を積み立てて公園管理や用地買収等を行っている。財政調整基金だけの積み立てではなく特定目的基金への積み立てについての意見もあったが、特定目的基金を用意しておいて、そこに小さな財源を募って当て込んでいくことで、大きなインパクトはないかもしれないが、公共事業の一部の小さな事業には活用できるのではないかと考える。特定目的基金の活用について、市の考えを伺いたい。また、元気な高齢者について、私の法人でも都の仕組みでボランティア制度を活用して農園作業していただいている。すべてを財政の枠だけで考えるのではなく、無償のボランティアとコミュニティをつなげることで、財政の一部分を無償化するという意味で、歳出の削減に繋がるのではないかと思う。

【行政管理課長】市で特定目的基金はいくつか設立している。使用目的が明記されていない寄付金について特定目的基金に積み立てていく動きはこれまでなかったが、昨年度新型コロナウイルス感染症対策基金を設立し、寄付金を積み立てていく取り組みを開始している。

【委員長】東久留米市では、郷土美術館建設のための特定目的基金がある。1億7000万円ほどの残高のまま、集まった資金は塩漬けになっている。特定目的基金はうまく作らないと、基金設立当初は目的があっても、その後使われなくなってしまうことがある。市として期限をきちんと設定したり、その後の処理を検討したりする仕組みがないといけない。東京都の例では、当時の知事が尖閣諸島購入のために寄付を十数億円集めたが、国有化されたことで都として買う必要がなくなり、後に基金に積み立てることになった

が、ほぼ塩漬けになっている。世田谷区や小金井市のように、特定目的基金があり、希望するものにチェックをすればふるさと納税はその用途に使われる、という仕組みがある。使途を縛るには短期間で行う必要があるし、使途を縛りすぎるのもよくないため、バランスが大事である。せっかく集まった寄付金が、眠ってしまうことになりかねない。

—他に意見等なし—

【委員長】この項目に関する検討は、以上とする。今回出された意見等を踏まえて、事務局にて基本方針改定にかかる報告案を取りまとめていただき、次回会議でその内容について議論いただきたい。

4 閉会

【委員長】最後に次第の4その他、次回の会議日程等についてである。事務局より説明をお願いします。

【行政管理課主査】次回の会議は、4月初旬を予定している。当初のスケジュールより少し早まってしまうが、第8回、第9回とも4月中に開催する方向で調整させていただきたい。事務局から後日日程調整の連絡をさせていただく。年度初めのお忙しい時期だが、よろしく願います。また、本検討会議の委員の任期について、設置要綱に定めがあり、市長への報告の月の末日としている。しかし、第1回会議にて交付させていただいた委嘱書では委嘱期間が令和3年3月31日までとしていたことから、委員には委嘱書を改めて交付させていただく。本来であれば市長から手交させていただくところであるが、このような状況のため、郵送にてお送りさせていただく。

【委員長】ただいま、事務局から日程等の話があったが、委員の皆様におかれては宜しく願います。当初本検討会議の設置要綱を定める際に、委嘱期間について議論をしたが、令和3年3月31日を超えてしまうとは想像していなかった。委員の皆さまのご協力に感謝申し上げます。本日の議題については、すべて終了した。これをもって、第7回東久留米市財政健全経営検討会議を終了とさせていただく。本日は、長時間お疲れさまでした。

以上